

令和 8 年矢巾町議会定例会 7 月第 2 回会議目次

議案目次	1
------------	---

第 1 号 (7 月 2 8 日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第 3 9 号 町道中村 6 号線道路改良工事請負契約の変更について	5
○散 会	1 0
○署 名	1 1

議 案 目 次

令和 8 年矢巾町議会定例会 7 月第 2 回会議

1. 議案第 39 号 町道中村 6 号線道路改良工事請負契約の変更について

令和 8 年矢巾町議会定例会 7 月第 2 回会議議事日程（第 1 号）

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 議案第 3 9 号 町道中村 6 号線道路改良工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
1 0 番	小笠原 佳 子 議員	1 1 番	山 本 好 章 議員
1 2 番	高 橋 安 子 議員	1 3 番	水 本 淳 一 議員
1 4 番	村 松 信 一 議員	1 5 番	昆 秀 一 議員
1 6 番	赤 丸 秀 雄 議員	1 7 番	谷 上 知 子 議員
1 8 番	廣 田 清 実 議員		

欠席議員（1 名）

9 番 木 村 豊 議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君	総務課長補佐 兼防災安全 室 長 補 佐	民部田 一 成 君
道路住宅課長 田 口 征 寛 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主任主事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐

千 葉 欣 江 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、9 番、木村豊議員は、都合により欠席する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和 8 年矢巾町議会定例会を再開します。

これより 7 月第 2 回会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

2 番 高 橋 敬 太 議員

3 番 横 澤 駿 一 議員

4 番 ササキマサヒロ 議員

の 3 名を指名します。

日程第 2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第 2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の 7 月第 2 回会議の会議期間は、7 月24日に開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、7 月第 2 回会議の期間は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 39 号 町道中村 6 号線道路改良工事請負契約の変更について

て

○議長（廣田清実議員） 日程第3、議案第39号 町道中村6号線道路改良工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第39号 町道中村6号線道路改良工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年11月4日に工事請負契約締結の議決を賜りました町道中村6号線道路改良工事につきましては、くみあい鉄建工業株式会社代表取締役、長谷川豊と1億450万円で工事請負契約を締結した後、令和8年3月23日に工期を令和8年8月7日に変更する第1回の変更契約を締結して工事を進めてまいりましたが、さらに工事内容に変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場から撤去するコンクリート構造物の数量が現場精査の結果、当初の想定から増加したことによる撤去及び処分費が増加したほか、現場から搬出する掘削した土砂について、軟弱土であり盛土材に適さない土質であったため、受入可能な処分場に搬出し、処分する必要が生じたことから、工事費が617万4,300円増額になるものであります。

このことから、当初契約額の1億450万円で今回変更の617万4,300円を増額し、変更後の契約金額を総額で1億1,067万4,300円とするものであり、併せて工期を令和8年8月31日まで延長することとして、令和8年7月24日に工事請負変更仮契約を締結しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今、町長からの説明で、土が軟らか過ぎるのですね、多分。合わないの、撤去して入替え云々の話で説明がございましたけれども、本来工事をする場合、道路という構築物が上に載るわけですから、その辺は事前に精査すべきだと思うのですが、その辺の精査についてはどのような手順と内容でやられていたのか確認いたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

道路の下の土については、ある程度業者も含めて確認はするのですけれども、以前の別の工事でご質問いただいたとおり、超音波とかの調査もあるのではないかというふうなお話もあったのですが、実際そこを確認したところ、超音波とか調査する場合には地盤の強さであるとか、土の下空洞化とか、そういうことは確認できるのだけれども、実際の土の質については掘ってみないと分からない。もし事前に分かるとすれば、ボーリング調査とか、そういうことになってくるということでしたので、そういった点については、ただ事前調査については日々やっぱり進化していきますので、そこは確認していきたいと思います。

今回の部分については、実際そのとおり、道路、現在の状況を確認は一定程度はしたのですけれども、深い部分までは確認できなかったというところになってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 調査するのと掘り返してまたやり直すのと、どっちがお金かかると思ったら、掘り返すほうがやっぱりお金かかるわけですから、審査項目の中にその辺も、今までの経緯を踏まえながら、検査漏れのないように、確認漏れのないような手順を工程の中に入れていただければ、無駄なお金を使わなくて済むのではないかと思いますので、その辺ご検討いただきたいのですが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、やはりそういった調査は日々進化してきますので、そういうところはコンサルさんとかから情報収集しながら、対応方法について検討していきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 確認です。掘削した土質が盛土に適さず、軟弱土質であったということですが、盛土はどこにどのような利用を考えていて、それができなくて、その軟弱なやつをどこに持って行って処分するのか、それをお答え願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

使える土であれば、今回の工事で使ったりとかはあるのですけれども、今回の軟弱土というのは第4種建設土というもので、どろどろで、ほかの工事にはまず使い物にはならないということで、石鳥谷のほうに処分業者がございますので、そちらのほうに運搬して、その土を処分するということにしております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 道路工事に伴って、いろいろなものが出てくるとは思いますけれども、今回の場合も前回もありましたけれども、利用が不可能な土は処分するわけですが、処分費用というのがかなり今後も積もっていくものと思われま。

そこで、例えば有害なものが入っていると、そういうものでなければ、和味の牧野の下のほうに盛土する場所がありますけれども、かなりあそこは広い空間で、以前私も見てみましたが、まだ半分以上平らなところがあるといえますか、なので大雨が降っても、下のほうに流されないような面積はあるかと私は判断したわけですが、そういうところに一時保管して、土に返るのを待つというのですか、もともと土なわけですから、そういうふうなことをして、処分経費を今後少し削っていくといえますか、そういうことを考える必要があるのではないかなとちょっと思っているのです。

前のときも、それにかなりの経費がかかっていますので、本町の場合どうしても田んぼとか、そういう軟弱の土が多いのではないかと思います。そうすれば、掘ればそういう軟弱土は工事には使えないということになるので、やっぱり地域柄、そういう課題を持っている地域ではないかなと思うので、なるべく土の処分にお金をかけない方法というものを今後検討する必要があるのではないかと、その方向性についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

工事で出た土については、基本的に工事発注とか入札とかの設計書の中では、業者のほうの自由処分という形で行っていたところがございます。ただ、自由処分というのは、そこら辺に適当に置いてくださいではなくて、例えば別の工事で使ってもらうとか、業者のほうで使ってもらおうというようなことも踏まえてなのですけれども、ただ今回の部分については軟弱土、ほかの工事には使えない土ということでの処分になります。

この処分に当たっても、数年前にありました熱海の土砂の崩落事故というのがございまして、そういったことがありまして、国のほうからも土の処分については適正に処分先を発注自治体のほうで確認するように指示が出ておりまして、またその処分に当たっても適正に処分費を算定して、新たに今回の変更契約のような形で加えるようにということで指示が出ております。

例えば議員がおっしゃいました和味の処分場とかに置いたとしても、盛土処分の場所として整備した場所、適切にと申しますか、安全性確保の分ではちょっと実際現地を確認していませんが、そういった心配もありますので、現在のところは処分業者のほうに処分するというような形を取りたいというふうに思っております。

また、使えない土ですので、保存、保管していて、いつか使えるようになるのかなというのは、そういうところはちょっと私のところでは分かりませんが、適切に使えるものについては使っていく、処分するべきものは適切に処分していくというような形を取っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第39号 町道中村6号線道路改良工事請負契約の変更についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これもちまして令和８年矢巾町議会定例会７月第２回会議を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

午前１０時１４分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員